

住民説明会（第 36 回）

日時：平成 27 年 4 月 25 日（土）18：30～20：30

場所：NHK 大阪ホール

（司会）

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今から特別区設置協定書についての住民説明会を開催いたします。開催にあたりまして、大阪府市大都市局長の山口よりご挨拶申し上げます。

（山口大阪府市大都市局長）

皆様、こんばんは。大阪府市大都市局長の山口でございます。失礼してこの場からご挨拶をさせていただきます。

本日は本当にお忙しい中、特別区設置協定書の説明会にお越しいただきましてありがとうございます。また、平素から大阪市政の推進につきまして格別のご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この説明会は先月 3 月 13 日に大阪市会、3 月 17 日に大阪府議会でそれぞれ特別区設置協定書が承認されまして、来る 5 月 17 日に大阪市における特別区の設置に関する住民投票が行われます。このことから、法律に基づきまして、法律名が「大都市地域における特別区の設置に関する法律」というものでございますが、この法律に基づいて大阪市長が行う説明会でございます。

従いまして、本日は橋下市長も出席し、後ほど皆様に直接説明をさせていただきたいと考えておりますが、その前にまず我々事務局の方から皆様方のお手元にお配りしておりますパンフレット、これに基づきまして特別区設置協定書の内容、すなわち新しい大都市制度の内容について説明をさせていただきたいと考えております。

ただ、最初にお断りをおこななければなりませんが、この特別区設置協定書に記載している内容は、例えば住民サービスをこのように充実しますとか、新しいまちづくりをこのように進めますといった、いわゆる地域の将来計画といったような内容のものではございません。この特別区設置協定書は住民サービスや新しいまちづくりを決める自治体、すなわち役所の仕組みをどのようにしていくのかをお示ししているものでございます。

具体的には、現在人口 270 万人の政令市である大阪市を 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区とし、皆様に選ばれた公選の区長と区議会を設けるということ、また、今まで大阪府と大阪市の両方が担ってまいりました広域行政といわれる分野、これは役所の仕事の中でそういう分野がありますけれども、広域行政といわれる分野を大阪府に一元化するということ。自治の仕組みそのものでございまして、つまりこれから皆さんにサービスを提供する役所をどのようにしていくのか、そういうことをお示ししているのがこの特別区設置協

定書でございます。

そういう意味では今までにない初めてのものですし、なじみのない行政用語もたくさん出てまいります。ご理解をいただくところが本当に難しい部分もあろうかと思えます。本日は2時間という限られた時間ではございますが、皆様方の住民投票に際してのご判断の一助となりますように、我々はできるだけ分かりやすい説明に努めてまいりたいと考えております。

最後に、壇上からの説明になるということ、また入場の際に金属探知機での検査など、大変ご不自由あるいはご不快な思いをされた方もおられるかと思えますが、このことについて深くお詫び申し上げますとともに、来る5月17日の住民投票には必ず投票に行ってくださいようお願い申し上げます。本日はどうかよろしくお願いたします。

(司会)

それでは、本日の出席者をご紹介させていただきます。事務局からの説明者、府市大都市局制度企画担当部長の手向でございます。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

手向でございます。よろしくお願いたします。

(司会)

事務局からの説明終了後に、橋下市長と区長会を代表して西田西淀川区長が出席いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます、大都市局組織体制担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、まず説明パンフレットを使いまして事務局よりご説明を申し上げます。前のスクリーンにもパンフレットの該当ページを映しますので、よろしくお願いたします。手向部長、よろしくお願いたします。

(手向大阪府市大都市局制度企画担当部長)

そうしましたら、今司会からあったようにこのパンフレットを用いて協定書について説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。

まず、このパンフレットの3ページ、4ページにわたっての見開きの「協定書のイメージ」という部分がございます。スクリーンでも、お手元のパンフレットでも、どちらでも結構です。このパンフレットを見ていただきますと、左側のページ「現在」という部分に記載していますように、国においては大阪市などの大都市における住民自治の拡充や二重行政の問題が議論されているところです。

具体的に大阪市で言いますと、1人の市長では270万市民の声にきめ細かに対応するの

が難しく、それぞれの地域の実情を汲んだ施策展開よりも市一律の住民サービスが行われています。

また、大阪市と大阪府の両方が広域機能の枠、ピンク色の部分ですが、そこに記載しているような産業、港湾などの事業を全域に都市化が進んだ狭い府域の中でそれぞれ別々に行っている状況です。

これを真ん中のページの部分から右に記載していますように産業、港湾などの広域機能を大阪府に移し、これらの広域機能を大阪府に一元化することで大阪トータルの観点から大阪の成長、都市の発展などを推し進めていく。

そして、これら広域機能以外の、上のオレンジの部分になりますが、住民に身近な福祉や教育などの仕事を担う基礎自治体として 35 万人から 70 万人の 5 つの特別区を新たに作ります。これにより市長に任命された職員区長ではなく住民に選ばれた 5 人の区長、区議会の下で住民の声をより身近に聴いて、市一律ではない地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供を行っていく。これが、これから説明する協定書のベースとなる基本的な考え方です。

それでは順次、協定書の内容等について説明させていただきます。

6 ページをお開きください。「特別区とは」という部分です。特別区は市民の皆さんによる選挙で選ばれた区長、区議会議員で運営されることになり、自ら税を徴収し予算を編成して、それぞれの区ごとに独自の施策を行うことができます。

これに対して、現在皆さんがお住まいの区は行政区といいます。区長は市長が任命する職員であり、区ごとの議会はありません。また、自ら税を徴収し、予算を編成するなどの権限も持っていません。

その下の「協定書とは」をご覧ください。特別区設置協定書は「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づきまして特別区が設置される日、5 つの特別区の名称と区域、特別区が担う仕事と大阪府が担う仕事がどうなるかなど、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

次に、その下段「今後のスケジュール」についてご説明いたします。特別区設置の賛否を問う住民投票については、5 月 17 日日曜日に大阪市民の方を対象に実施されます。この住民投票で特別区設置について賛成の票数が有効投票の半数を超える場合は、平成 29 年 4 月 1 日に特別区が設置されることとなります。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

次に、7 ページをお開きください。協定書ができるまでの背景、経緯についてご説明いたします。ページの中程の囲みをご覧ください。

平成 24 年 4 月から大阪府と大阪市の条例に基づき、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を設置し、国に先駆けて大阪から大阪にふさわしい大都市制度についての議論を行いました。

その下の「参考」の部分をご覧ください。こうした中、平成 24 年 8 月には大都市地域に

おける特別区の設置に関する法律、いわゆる大都市法が制定されました。

下段の囲みをご覧ください。この大都市法の規定に基づき、平成 25 年 2 月に大阪府・大阪市特別区設置協議会が設置され、23 回にわたって議論を行い、平成 27 年 1 月に協定書(案)が取りまとめられました。その後、2 月に総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」と回答をいただき、3 月には府・市の両議会において承認されたところ

です。続きまして、協定書の具体的な内容をご説明いたします。右側の 8 ページの上段のところ、まず「特別区の設置の日」をご覧ください。住民投票で特別区の設置について賛成多数となった場合は、平成 29 年 4 月 1 日に 5 つの特別区が設置されることとなります。

続きまして、「特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数」についてご説明いたします。まず、特別区の名称については大阪府・大阪市特別区設置協議会においてシンプルで分かりやすい名称ということで、北区・東区・南区・中央区とされたところです。なお、湾岸区についてはベイエリア地域としての将来性を考え、湾岸区とされたところです。

それぞれの特別区の区域については、特別区設置協議会においてそれぞれの区が歩んできた歴史や住民の皆さんの移動、交流手段となる鉄道網の状況、住民に身近なサービスを将来にわたって安定的に担っていくに足る人口規模、大きさを備えているかなどの観点から、それぞれ地図に色分けしたエリアと決定されたところです。

なお、住之江区につきましては、咲洲・南港地域は港湾関連施設との一体性などから湾岸区、それ以外の区域は町会や小中学校区などの住民のつながりを踏まえ、南区となったところです。

次に、本庁舎の位置です。特別区設置協議会において住民の皆さんからの近さや交通の利便性などの観点から、北区は現在の大阪市役所本庁舎、湾岸区は現在の港区役所、東区は現在建て替え中の城東区役所、南区は現在の阿倍野区役所、中央区は現在の西成区役所となります。

各特別区の区議会の議員の定数につきましては、現在の大阪市会の議員数 86 人、これを北区が 19 人、湾岸区が 12 人、東区が 19 人、南区が 23 人、中央区が 13 人と割り振ったところです。また、議員報酬につきましては、市条例に規定する報酬額の 3 割減となっています。

最下段の「ひとくちメモ」にある通り、現在の 24 区役所及び現在の出張所などは全て特別区の本庁舎や支所等として残り、現在の窓口業務などを行うこととしています。住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

9 ページをお開きいただきたいと思います。この 9 ページから 13 ページにかけて各特別区の概要を記載しています。まず、9 ページの「北区の概要」で言いますと、現在の大阪市役所が本庁舎となり、現在の都島・北・淀川・東淀川・福島の各区役所、そして現在の東淀川区役所出張所が支所等として残ります。

また、北区は最下段に記載されている主要統計の中では昼夜間人口比率が 153%と、住ん

でいる方々より通勤などで通っている方々が多い特性を示しています。また、15歳～64歳までの生産年齢人口は69.4%と高い数値になっています。

さらに、上の段の地図からも、都心へのアクセスも充実しており、大阪経済の中核機能を担うビジネス都市としての性格が強い特別区と言えます。

10ページの「湾岸区の概要」で言いますと、現在の港区役所が本庁舎となり、現在の此花・大正・西淀川の各区役所、そして現在の住之江区役所の南港ポートタウンサービスコーナーが支所等として残ることになります。

また、湾岸区は主要統計の中で工業出荷額が1兆2,000億円と5区の中で最も大きなものとなっています。上の段の地図からも、大きく海に開かれ国内屈指の国際貿易港である大阪港を有し、西日本の物流拠点としての機能を担っています。こうした工業の集積、高い港湾機能、ウォーターフロントとしての魅力を兼ね備えた特別区といえます。

続きまして、11ページの「東区の概要」でございます。現在、建設中の城東区役所が本庁舎となりまして、現在の東成・生野・旭・鶴見の各区役所が支所等として残ることになります。

また、東区は主要統計の年齢別人口比を見ますと、15歳未満が12.7%、65歳以上が23.6%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。あわせて、多くの中小企業が集積した地域でもあり、地域コミュニティに根ざした定住魅力と多くの中小企業の立地という特性を併せ持った特別区と言えます。

12ページの「南区の概要」で申しますと、現在の阿倍野区役所が本庁舎となり、現在の平野・住吉・東住吉・住之江の各区役所、そして現在の東住吉区役所矢田出張所、それと平野区役所加美出張所などが支所等として残ることになります。

南区の主要統計をご覧くださいますと、年齢別人口比を見ると、東区と同様、15歳未満が12.9%、65歳以上が24.4%とそれぞれ高く、子育て世帯や高齢者の皆さんが多く住む地域であることが分かります。

あわせて、「あべのハルカス」をはじめ新しい商業施設や学生が集う大阪市立大学、住吉大社などの歴史ある神社、環濠集落など歴史と新しいものが融合した都市魅力と定住魅力ある特別区と言えます。

次に、13ページをお開き願います。「中央区の概要」でございます。現在の西成区役所が本庁舎となり、現在の中央・西・天王寺・浪速の各区役所が支所等として残ることになります。

また、中央区は主要統計の中では商業販売額をご覧くださいますと、18兆8,000億円と5区の中で最も高く、国内の都市でも有数の金額を誇っています。また、昼夜間人口比率が237%と極めて高く、さらに高等学校、大学などの教育機関が多く立地する、多くの人が集まる西日本屈指のビジネス、商業が盛んな特別区と言えます。

最初に協定書のイメージのところでご説明しましたように、こうした各特別区それぞれの特性を踏まえて、特別区それぞれの実情や住民ニーズに応じたサービスを5人の区長、

区議会の下で提供していくことになるものです。

続きまして、14 ページをお開きください。「町の名称」についてご説明いたします。現在の行政区の名称は、地域の歴史や文化を踏まえ長年使用されてきたもので、特別区の町名を定めるにあたっては、原則、新たに設置する特別区の名称と現在の町名の間、現在の行政区名を挿入することを考えています。

このホールの所在する中央区につきまして具体的に申し上げますと、西成区岸里を中央区西成岸里、天王寺区上本町を中央区天王寺上本町、浪速区日本橋を中央区浪速日本橋。あわせて現在の中央区、西区については例外的に現在の行政区名を挿入せず、中央区難波は同じく中央区難波と、西区南堀江は中央区南堀江とすることを考えています。

最下段の「ひとくちメモ」の欄にあります通り、今後特別区の設置が決まった場合には、例えば町単位で現在の町名の前に行政区名を追加するかどうか、市民の皆さんのご意見をお聴きして決定してまいります。

続きまして、15 ページの「特別区と大阪府の事務分担」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府が行う事務、これからは「仕事」という言い方をしますが、その役割分担を示しています。

この仕事の役割分担が特別区の仕組みづくりの根本となるものです。仕事に応じて後ほど説明する職員体制、つまり人をどうするのか、特別区と大阪府でどのように税源、つまりお金を配分し調整するのかなどが決められるということです。

まず、「基本的な考え方」をご覧ください。現在、大阪市は保育や保健所、小中学校などの住民に身近な仕事とあわせて、広域交通基盤の整備や成長分野の企業支援などの広域的な仕事も行っていきます。

この広域的な仕事の部分について、大阪府との間で二重行政の問題といったことが言われています。これを大阪府に一元化して、国で議論が行われています、いわゆる二重行政の問題を解消し、大阪府が大阪全体の成長などに関わる仕事を行うことにします。

そして特別区では、選挙で選ばれた区長、区議会のもと、先程説明しましたそれぞれの区の特色などに応じて住民に身近なサービスが提供されることとなります。大阪府と特別区で仕事をきちっと分け、役割分担を明確化するということです。

これまで大阪市が大阪府と同様に担ってきた交通基盤整備などの広域的な仕事は、大阪府で担うこととなります。従って、特別区は住民に身近なサービスを担うこととなり、大阪府と同様の広域的な仕事の負担を負うことはなくなります。

現在、大阪市が行っている仕事は大阪府と特別区が行うこととなります。その際、大阪市の仕事の引き継ぎにあたっては、現在の大阪市のサービス水準は維持されることになっています。つまり現在、大阪市が行っている仕事の担い手が大阪府と特別区に変わりますが、現在の大阪市のサービス水準は変わりません。

次に、17 ページの「職員の移管(特別区の職員体制)」をご覧ください。ここでは特別区と大阪府の職員体制に関する考え方を示しています。上段枠囲みの「基本的な考え方」に

記載の通り、特別区と大阪府は先程説明しました仕事の役割分担に基づき、それぞれがきっちりサービスを提供できるように最適な職員体制を整備します。

中段以下の「職員の移管（イメージ）」をご覧ください。平成 29 年の特別区設置直前の職員数は大阪市と大阪府を合わせた概数で、左下に記載の通り 7 万 7,100 人と見込んでいます。

その右の記載ですが、特別区設置当初には特別区、一部事務組合、大阪府の合計で 7 万 7,300 人に増える見込みです。これは現在の大阪市の職員構成において技能労務職員が非常に多くなっており、特別区の職員体制を整備するにあたり技能労務職員以外の事務職員などを増員する必要があると見込んでいることによるものです。その後、行政改革などにより職員の効率化を進め、同じく概数で 7 万 5,600 人になると見込んでいます。

次に、18 ページで「特別区の行政組織（イメージ）」を示しております。組織の名称はあくまでもイメージであり仮称ですが、5 つの特別区においては選挙で選ばれた区長のもと、危機管理や教育などの部局を備えた行政組織が整備され、地域の実情に応じ独立した自治体運営がなされることとなります。

また、これまで区役所などで担ってきた住民サービスの窓口は、特別区になっても現在の 24 区役所や現在の出張所などで引き続き行いますので、住民の皆さんの利便性が損なわれることはありません。

続いて、19 ページをご覧ください。「税源の配分・財政の調整」についてご説明いたします。まず、上段の水色の部分をご覧ください。税源の配分とは税金の種類ごとに特別区の税金なのか、大阪府の税金なのかを決めることです。

財政の調整とは、先程説明しました、仕事の役割分担に応じてそれぞれがきっちりサービスを提供できるよう、必要な財源、これからは「お金」と言いますが、これを特別区と大阪府に分けることです。あわせて、各特別区に配るときには特別区ごとで収入に大きな差ができないように調整することです。

「基本的な考え方」に記載していますが、財政調整を行うことで、各特別区で子育て支援や児童相談所など、必要なサービスが提供できるお金を確保し、各特別区間の税収入の格差ができるだけ生じないようにします。これによりお金の面からもサービス水準が維持されます。

あわせて、大阪府には大阪市から仕事に移る大阪城公園のような大規模公園や広域的なまちづくりなどの仕事に応じたお金を配分します。これはあくまでも市から大阪府に移される仕事に必要なお金が配分されるということであり、大阪市から大阪府にお金だけ移るといったことはありません。

その下の枠囲みをご覧ください。これら特別区と大阪府に配分するお金は大阪府の特別会計で管理し、その配分割合は特別区設置後 3 年間は毎年、その後は概ね 3 年ごとに大阪府・特別区協議会（仮称）で検証します。その際、大阪府が受け取るお金については、大阪市から移される仕事に使われているか検証します。

「特別区の財源(イメージ)」をご覧ください。皆さんから納めていただく税金については、大阪市から大阪府に移した仕事に使用されるものを除き、特別区のサービスに使われることとなります。そのイメージを表にしたものです。

続きまして、21 ページの「大阪市の財産の取扱い」についてご説明いたします。ここでは市民の皆さんが日頃から利用している施設をはじめ、現在大阪市が持っている株式などのさまざまな財産が特別区に引き継がれるのか、大阪府に引き継がれるのかを記載しています。

「基本的な考え方」に記載していますが、まず、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、先程説明しました特別区と大阪府の仕事の役割分担に応じてそれぞれ引き継がれることとなります。

これまで大阪市が提供していたサービスを、これからは特別区と大阪府が提供していくこととなります。サービスの提供者が変わるだけで、市民の皆さんが日頃から利用している施設が使えなくなることはありません。これまでどおり、当然使えます。

次に、株式や大阪市がさまざまな目的のために積み立てていた基金、いわゆる貯金などについては、大阪府が担う仕事にどうしても必要なものを除き、特別区に承継されることとなります。

次に、23 ページをお開きください。「大阪市の債務の取扱い」について説明いたします。ここでは大阪市がお金を支払う義務、つまり債務をどうするのかを記載しています。債務の主なものは大阪市債、いわゆる借金ですが、「基本的な考え方」に記載していますように、大阪市債は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は仕事の役割分担に応じて大阪府と特別区が負担します。

この大阪府と特別区の負担額は、先程説明した財政調整などによって必要なお金が確保されます。これにより、これまでの債務は確実に返済されます。

次に、右側の 24 ページをお開きください。「一部事務組合、機関等の共同設置」についてご説明いたします。上段にあります「一部事務組合、機関等の共同設置」とは、5つの特別区が連携して効果的、効率的に仕事を行う仕組みのことです。一部事務組合については、5つの特別区の区長や区議会議員がメンバーとなって運営されるものです。

こうした仕組みを使って、大阪府内でも 31 の一部事務組合がさまざまな仕事を行っており、長年にわたって安定的に運営されてきております。

今回、5つの特別区が一緒になって作る一部事務組合で行う仕事は、平成 30 年に都道府県に移す関係法案が国会で審議、議論されている国民健康保険事業や、1つに集約して処理する方が効率的なコンピューターシステム、そして中央体育館の管理などです。あくまで特別区が担う仕事は各特別区において行うことが原則であり、一部事務組合で行う仕事は特別区の全ての仕事のうち約 7%です。

次に、25 ページをご覧ください。「大阪府・特別区協議会(仮称)」についてご説明いたします。大阪府・特別区協議会(仮称)とは、大阪府と特別区が特別区において必要な住

民サービスを提供できるよう話し合う場です。

中段の「大阪府・特別区協議会（仮称）のすがた」をご覧ください。東京にも同様の協議会がありますが、メンバーは東京都知事・副知事・都職員に 23 区長の中から選ばれた 8 人の区長となっています。これを大阪では、大阪府知事と 5 つの特別区の全ての区長を基本メンバーとします。

そして、これまで説明してまいりました特別区の仕事に必要なお金の確保、配分、大阪府が引き継ぐ財産について大阪府の仕事が終了した場合にどう取り扱うかなど、特別区にとって大事なことについて話し合っていくこととしています。

あわせて、これも東京にはない仕組みですが、スムーズな調整を図るため、有識者などで構成する第三者機関を設けることとしております。

次に、26 ページの「各特別区の長期財政推計（粗い試算）」についてご説明いたします。上段の「推計の目的・位置づけ・まとめ」をご覧ください。この財政推計は、現在の大阪市のサービスを前提に特別区を設置した場合、5 つの特別区それぞれの財政運営が可能かどうかを検証するために作成したものです。

この推計は税収の伸び率など、一定の前提条件を設けた上で行った粗い試算であることから、それぞれの数値については相当の幅をもって見ていただく必要がございますが、推計結果からは特別区の財政運営は十分可能ということになっています。

その下の枠囲みに記載していますが、特別区全体を合わせた推計は下のグラフにある通りです。財源活用可能額、これは使うことができるお金の額という意味ですが、それが徐々に拡大して、平成 45 年度には約 292 億円、平成 29 年度から 45 年度までの累計では約 2,762 億円となる見込みです。

この財源活用可能額を利用して、各特別区は今までの仕事を拡充したり、サービス水準を良くしたり、住民の皆さんが必要としている新しいサービスを行うことができます。

次の 27 ページから 29 ページでは 5 つの特別区それぞれの財政推計を示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、31 ページと 32 ページをご覧ください。皆さんからよくある質問と、それに対する答えを載せています。よくある質問としては「特別区になっても住民サービスが維持されるの？」「これまで納めていた税金や水道料金などは高くなるの？」など 8 項目が挙げられています。こういった質問に対してそれぞれ回答を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、事務局からのご説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（司会）

ここで市長と西淀川区長が到着いたしましたので、ご紹介いたします。橋下徹大阪市長でございます。西田淳一西淀川区長でございます。

それでは、市長よりスライド等を使いまして協定書の内容等についてご説明申し上げます。

す。

(橋下市長)

皆さん、このようにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。日頃より大阪市政にご協力いただきまして本当にありがとうございます。今日は特別区設置、いわゆる大阪都構想について、以後、「大阪都構想」と言わせてもらいますが、こちらについて大阪市長として説明をさせていただきます。着席をさせていただきます。

まず冒頭、皆さんにお伝えしたいことがあります。今回の説明会で僕の説明が一方的になるとか、間違っただけを言っているといういろんな声がありますので、そうならないように、大阪市議会の自民党・民主党・公明党・共産党、いわゆる大阪都構想に反対をしている大阪市議会の自民党・民主党・公明党・共産党の皆さんにこの場に来ていただいて、もし間違っていることがあればその場で指摘してくださいと、意見が違うのであれば皆さんの前で、有権者の皆さんの前で、市民の皆さんの前で議論しましょうということと呼び掛けたのですが、断られてしまったという経緯をお伝えしておきます。

それからですね、これからの説明で一人称、自分のことを「僕」と言います。この年齢で「僕」ってどうなのか、「私」と言えっていう、そういう話とは違って、「僕」と言うのですけれども、これを言ったら、MBSの『ちちんぷいぷい』という番組の石田さんというコメンテーターが「僕」ってそれは橋下個人の説明会じゃないだろう、「僕」って何なんだ、何かそんなことを言ってきたのですけれども、皆さんにはあえてお伝えしますが、皆さんは多分ご理解いただいていると思うのですが、僕のことを「僕」と言っても、これは大阪市長としてという意味ですからね。これは市役所の中でも記者会見でも自分のことを「僕」というふうに言っています、一人称で。そのときに僕がしゃべるときに大阪市長は、大阪市長とは言いません。ですから今回「僕」というふうに言いますけれども、これはあくまでも大阪市長の発言ということで念のために確認をさせていただきます。

大体こんなことを言わなくても普通の人だったら分かってくれるのですけれども、何でも文句を言う人はこういうことでも文句を言ってくるので、念のためにその確認をさせていただきます。と思っています。

早速説明に入りますけれども、皆さんにちょっと正直にお聞かせ願いたいのですが、さっきの大都市局の説明で、もう正直におっしゃってください、全然お気遣いなく、もう十分分かったという人はどれぐらいいらっしゃいます？なんとなく分かったかなという。本当にお気遣いなく、もう厳しめに言ってください。なんとなく分かったという。まだよう分からんわという人は。さっぱり分からんわ。そうですか。分かりました。では、ちょっと今から説明をさせていただきます。

まずですね、大都市局からこのパンフレットの中身について説明を受けたかと思えますけどね、よく分かりやすくは作ってありますので聴けば中身は分かるのですが、果たしてこれがいいのかどうなのかというのはまた別の判断です。いいかどうかというのは。

といいますのは、このいわゆる大阪都構想というものは解決策なのです。だから、こればかり読んでいてもわからないんですね、いいかどうか。一体、このいわゆる大阪都構想というもので何を解決しようとしているのか。一体大阪の何を解決しようとしているのか。そこを知っていただかないと、このいわゆる大阪都構想というものが解決方法としてふさわしいかどうか、その判断がつきません、これだけを見ていたらですね。

ですから、今から僕はですね、提案者として、大阪都構想というものを提案してここまで住民投票のところまでなんとか来ましたが、一体僕が提案者としてこの大阪都構想で何を解決しようとしているのか、その目的は何なのか、そこを皆さんに聴いていただいて、そしてその解決策として本当にこれがいいのかどうなのか、そこを皆さんにご判断していただきたいと思っています。一体これで何を解決しようとしているのかです。

僕は、知事の仕事も3年8カ月やってきました。その後、今は現職市長です。知事と市長を経験しまして、この大阪の重大な問題点。他にもいろんな問題があるのかも分かりませんが、非常に大きな問題として大阪府庁、大阪市役所、役所にすごい問題点を僕は感じたわけなのです。

大阪府庁と大阪市役所が、仕事の整理ができていない、役割分担ができていない。この役所の問題点、役所の問題によって市民、府民の皆さんにもものすごいマイナスの影響を与えている、大阪にとってこれはマイナスだな、そのように感じました。

ですからこの大阪都構想というものが大阪府庁、大阪市役所に存在する問題点を解決する解決策、すなわち役所を一から作り直そうという提案なのです。ですから今の大阪府庁、大阪市役所、職員は一生懸命頑張って働いているのですけれども、僕が知事、市長を経験してみると、今のこのままの大阪府庁と大阪市役所のままだと大阪市民、大阪府民のためにならないなど、大阪のためにならないなど、そのように感じました。

ですから大阪府庁と大阪市役所を一から作り直して、本当に大阪のためにしっかり働いてくれる、しっかり機能する、そういう役所を一から作り直しましょう。まさに役所を一から作り直す、そういう提案なのです。

端的にまとめますと、この大阪都構想というものは大阪府庁と大阪市役所の問題点を解決する役所を一から作り直す案だと思ってください。

じゃあ、その知事と市長を経験しまして大阪府庁と大阪市役所の問題点は何なのか、仕事の整理ができていないということはどういうことか、役割分担ができていないということはどういうことか、そのことによってどれだけ大阪にマイナスの影響があるか、これについてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

一言で言えば、大阪市役所がちょっと仕事をやり過ぎと、余分な仕事をやり過ぎ、今は、ですよ。かつてはよかったのかも分かりませんが、今となってはちょっと余分な仕事をやり過ぎというところが大きな問題点です。大阪府庁がやる仕事と同じような仕事を大阪市役所がやっている、これが二重行政ということなのです。

二重行政という皆さん、施設、同じようなものを造るとイメージされているかも知れませんが、違います。二重行政というのは大阪全体に関わる大きな仕事を、大阪市役所も大阪府庁もやっちゃっているというのが二重行政です。大きな仕事を大阪市役所も大阪府庁もやっちゃっている、ここをちゃんと整理しようということなのです。

じゃあ、皆さんに対してマイナスは何か。次のページ、これ見てください。大阪市役所がやってきた事業の失敗例。これは一部ですけれども、まあすごい金額ですね。大阪市役所がやってきた事業の失敗は 1,200 億円、1,500 億円、478 億円、1,027 億円。こんな事業を普通の市役所はやりません。大阪市役所だからこれをやるのです。だから大きな仕事をやっちゃおう、それができる市役所なのです。

これ、損失が出ると、全部市民の皆さんの負担です。全部市民税で負担をしていかなければいけません。これは、「オーク 200」、港区弁天町駅前のホテルです。今日、午前中ここで住民説明会をやってきました。

ここは 1,027 億円の事業費でホテルを建てましたけれど、事業は失敗しました。銀行から損害賠償請求されました。裁判の結論、650 億円支払え。10 年間で 650 億円これから支払っていきます。1 年 65 億円、現金で払っていきますから、皆さんの市民税、皆さんの役には何も立ちません。この 650 億円はただ、ただ銀行に払うだけ。

こちらはオスカードリーム、住之江に建てた商業施設の上にホテルを引っ付けたような不動産です。225 億円の事業費、失敗しました。民間企業に売却しました。売却価格は 13 億円です。そして、銀行から訴えられました。損害賠償請求、裁判の結論、285 億円支払え。交通局でこの間、一括で払いました。

皆さん、こういうのを見てもらってどう思われますかということです。僕はもう二度とこんなことをやらせちゃいけない大阪市役所に。だから市役所を作り直そうということで提案したのが、この大阪都構想なのです。

個々の職員はみんなこういう問題に関わってはいませんが、それはもう仕方ありません。もう大阪市役所がこんなことをやってきたのですから。だから、もうそれを作り直さなきゃいけない。

大阪都構想を反対する人たちは、こんなんバブルのときの問題なんだから、もう二度とないと言うのです。これからはないと。でも、それを信用できますか？ということです。僕は大阪市長を経験してよく分かりましたけれども、それは過去にこんなことをやっているのだったら将来もあり得ると、そういうふうに思って、それだったらもうこういうことができないように市役所を作り直していきましょうというのが大阪都構想です。

実は、府庁もものすごいんですよ。失敗しているのは、大阪市役所だけじゃないのです。大阪府庁もこんな事業の失敗を数々やっているのです。市民の皆さんは市民でもあり、府民でもあるわけですから、大阪市役所の負担と大阪府庁のこれらの負担をダブルで背負わされます。こういうことが、二重行政。

皆さんがイメージしている二重行政というのは同じ図書館を建てるとか、何かそんなイ

メージかも知れません。それもそうなのですが、むしろこういうように大阪府庁も大阪市役所もどでかい事業をやって皆さんに全部負担を背負わせてしまっている、これが二重行政というものです。ものすごい市民の皆さんにとって、負担ですね、これは。

見てみましょうか。2つの負担が皆さんの全部肩に乗かってきます。こちらは大阪市民の皆さんの、一人当たりの役所に背負わされている負担額です。こちらは東京都民一人当たり、役所に背負わされている負担額。実に大阪市民の皆さんの負担額は、東京都民の負担額の3倍以上です。いかに皆さんの負担が多いか。

もちろん東京と人口規模も違うし、単純には比較できません。ただ、ここが問題なのです。僕が一番の問題意識はここです。この赤い部分が大阪府の負担、ねずみ色の部分が大阪市の負担。両方ともでかい負担をしているでしょう。これが役所の役割分担ができていないという、その証しです。

大阪府庁もでかい仕事をする、大阪市役所もでかい仕事をする、そして負担は市民の皆さんに全部かぶさってくる。

結局、大阪府庁も大阪市役所も別の組織でしょう。そうすると職員は真面目によかれと思って仕事をするのですけれども、この2つの役所の間にはちゃんとした仕事の整理や役割分担がありませんから、自分たちが思った通りに好きなだけ仕事をやっちゃうわけですよ。しかも、でかい仕事を。これが大阪の役所の問題点のその1。大阪府庁と大阪市役所が役割分担をできていない。

普通だったら、大阪府がそれだけのことをやるのだったらちょっと大阪市の方はやめておきますわ、大阪市がそこまでやるのだったら、それをやるのだったら大阪府はそれをちょっと控えますということで普通は役割分担すればいいのです。

でも、大阪府庁も大阪市役所も別の組織ですから、お金があればどんどんやってしまう。お金があればと言ったって、結局それは全部市民の皆さんの負担なのですけれども。

東京を見てください。東京の方はきちっと役割分担ができています。大きな仕事は東京都庁が、そして負担を負わない仕事は特別区役所。今度この大阪都構想で設置しようとしている、まさに特別区というやつです。東京は特別区ですから、きちっと大きな仕事は東京都庁。特別区は大きな負担はしない。こういう役割分担がきちっとできている。こういう役所の姿を将来目指していきましょうというのが大阪都構想なのです。

ですから、この大阪府の負担、大阪市の負担、両方大きな負担をやり続ける大阪府庁と大阪市役所をそのまま続けていくのか、それとも役割分担がきちっとできた大阪府庁と大阪市役所にするのか。僕は提案者としては今後将来に向けては大阪府庁が大きな仕事を、大阪市役所は特別区役所に作り直して、大きな負担はしない役所に作り直してしまう、まさにこういう役割分担を目指していこうというのが大阪都構想の考え方なのです。

これは役所を作り直すということで大都市局から説明があったと思いますけれど、パンフレットの16、17ページですが、プロジェクターの方でも結構です。その前のページ。これが今の大阪市役所ですね、で大阪府庁ですね。この「広域的な事務」というのが大きな

仕事という意味です。

大阪市役所も大きな仕事をしている、大阪府庁も大きな仕事をしている。これがもう好き勝手にそれぞれがやるもんですから、どんどん皆さんの負担が二重に増えている。それだったら、もう大きな仕事は、大阪全体に関わる大きな仕事は全部大阪府庁に任せると、二重にならないように大阪府庁に全部任せよう。

そして大阪府庁は法律改正が行われれば、名前が変わって「大阪都」になります。ですから、もう大きな仕事は全部大阪都庁に任せよう。こちらは 880 万人で負担するわけですから、1 人に負担を直すと薄く広くになりますね。880 万人いるわけですから。

だから、大きな仕事はもう 880 万人の大阪都に全部やらせよう。そして大阪市役所は、もうこれからは大きな仕事はしない。住民の皆さんの日常生活を支えるような医療・福祉・教育に集中する、そういう役所に作り変えてしまう。大阪市役所を特別区というものに作り変える。もうこっちは大きな仕事はしません。

というように仕事を整理することによって、もう大阪市役所には大きな仕事はさせない。そして大きな仕事は大阪都庁が、新しい特別区役所は医療・教育・福祉に集中する区役所にしていく、これが大阪都構想の考え方です。

パネルをもう一回、2 番目。皆さん、これを見てくださいね。市役所に本当、こんなビルを建てる市役所ってないですね。全国で、大阪市役所ぐらい。

これは歴史的な経緯を見ればしょうがないところがあるのです。かつては大正時代の頃もそうですけれども、大阪市役所が大阪を造ってきたところがあるのです。だから大阪市役所が港を造り、地下鉄を造り、大学を造り、病院を造り、御堂筋というあの道路を造ったのも大阪市役所ですよ。

だから、大阪の発展を支えてきたのはこれまでは大阪市役所であることは間違いありません。でも、これからの時代も同じように大阪市役所ばかりがどんどんどんどん仕事をやっていく、そういうことを続けるのかどうかです。

そしてそういうことをやっていくと、こういう失敗がいっぱい出てきます。よくよく考えてくださいよ、皆さん。1,200 億円というのはさっき言いました、こっちの「オーク 200」で今度、10 年間で 650 億円払うとか。650 億円、1 年間に 65 億円。それを医療・福祉・教育に回した方がいいんじゃないですか？本当だったら、こんなホテルを造ることを考えたら。

だから、こういう余分な仕事はもうなくていいわけですよ。皆さんに対して、高齢者の皆さんに対してのいろんなサポート、障がいのある方へのサポート、小学校・中学校の教育環境を整える、もっと子育てをしやすいように、こんなホテルとかを建てるのだったら保育所が足りないのだからもっと保育所を建てなきゃいけないのです。もっと本来市役所がやらなきゃいけない仕事、医療・教育・福祉、そういうところにお金を使うような、そういう役所に作り直しましょうというのが大阪都構想です。

ですから、大阪府庁と大阪市役所の仕事の整理をして、もう大阪市役所には大きな仕事

はさせない。そしてこんな失敗は二度とさせないようにして、医療・福祉・教育に集中する役所に市役所を作り直そうというのが大阪都構想の1番目の理由です。

そして2番目、今度は大阪の発展のためには、僕は知事の経験から大阪都庁という強力な、大阪全体を引っ張っていくような、そういう役所が必要だと、そのように感じました。大阪発展のためには大阪都庁が必要なんだと。その理由をちょっと説明させていただきます。

まず、仕事の方でパンフレットの16ページ。役所の仕事は大きく分けて2つに分かれます。役所の仕事というのは、大阪の役所の仕事です。どういうことかということ、大阪全体の成長や都市の発展、大阪全体の発展の仕事と、それから住民の皆さんの日常生活を支える仕事。

今まで大阪市役所は、これを両方やっていたのです、大阪市役所は。そこで税金の無駄遣いをいっぱいやってしまった。だから今度、大阪市役所というのはもうこっちの上の仕事に集中するわけです。住民の皆さんの日常生活を支える仕事。

そして大阪全体の発展の仕事、大阪全体の成長の仕事はもう大阪都庁が全部やると、そういう役所の役割を目指しているのが大阪都構想です。

ですから、今までは大阪市役所の方で両方やっていたから、両方。大阪市役所というのは住民の皆さんの日常生活を支える仕事と大阪全体の成長、都市の発展の仕事、これは大阪市役所もやっていたから。

すなわち大阪全体の発展のために何か進めよう、何か決めようと思うと大阪府庁と大阪市役所がこれまで話し合いをやって物事を進めていたのです。大阪全体の発展のためには大阪府庁と大阪市役所が常に話し合いをして物事を決めて、物事を進めてきた、これが今までのやり方なのです。

じゃあ、これからの時代も大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって大阪の発展、これを目指していきますか？ということ。僕は、もうこれからの時代は大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやってそれで大阪の発展、そんなことは実現しないと、これは大阪府知事の経験でそのように感じたところです。

ですから、もう大阪府庁、大阪市役所が話し合いをやって大阪の発展を目指すのじゃなくて、大阪都庁という強力な役所を作って大阪全体の発展を引っ張っていってもらおうと、これが大阪都構想の提案の2番目の理由です。大阪全体の発展のためには大阪都庁が必要なんだと。それはですね、大阪というのは大都市。大都市というのが発展するためには、やっぱり大都市というのは便利にならなきゃいけないのですね。便利になるから人も来る、会社も集まってくる。

東京というのはものすごい便利です。だから、どうやってこのまちを大阪を便利にするか。それは、言葉の問題もそう。外国人がやって来たときに便利かどうかということ、それはもう地下鉄に乗るときに全部英語表記になっているとか、買い物に行っても通訳が全部いるとか、レストランに行ったとしてもメニューが全部外国語で表示されているか

とか、そういうことも含めてまちがどんどん国際的に便利にならないと、それは人も来ないし企業も来ません。

その一つの例として、高速道路というのも大都市を便利にする重要な手段・ツール・方法なのです。これは東京の方です。東京の中央環状線という高速道路が、この間この赤色の部分が開通して全面開通しました。これは輪っかになりました。

これでえらい便利になりましたね、東京は。新宿から羽田空港まで今まで車で40分かかっていたところが、今や20分で新宿から羽田空港まで行けるようになりました。

この高速道路はどこを通っているのか、池袋・新宿・渋谷、東京のど真ん中を通っています。東京の大繁華街のど真ん中を。どこに高速道路を通したんやと、これは地下に通しているわけです。ドーンと地下。もう車がビュンビュン地下を走っているわけですね、高速道路は。新宿から羽田空港まで20分。

僕も知事になる前はよく東京で仕事をやっていたので、羽田空港に着いて新宿に行くときは、首都高を通過して渋滞に巻き込まれて大変でしたよ。東京の新宿に行くなんていったら、羽田空港からえらい時間がかかっていました。ところがもう今、20分でサーッと行けるわけですね。

でも、これは40年前の計画が今実現したのです。この計画を作って、これを実行してきたのが東京都庁です。東京全体の発展を考えて、東京都庁がこういうことをどんどん引っ張っていったわけなのです。それで40年かかりました。

大阪、負けじと頑張っていました。阪神高速道路環状線、その周りにもこういう大きな環状線を造ろうと。この環状線ができたら、むちゃくちゃ便利なのです。大阪市民だけでなく京都の人、神戸の人、奈良の人、和歌山の人、みんなこの阪神高速の、大阪のど真ん中の、東京の首都高と同じですけど大阪のど真ん中の阪神高速をみんな通ると大渋滞になります。

だから、もうそういうこの和歌山の人、奈良の人、京都、神戸の人、大阪市民もそうですけれど、そういう人たちがこの阪神高速、真ん中に入ってこないようにこの環状線を通してみんなビュンビュンビュン通過できるようにする。これはすごい便利になるのです。しかも、大阪市内の渋滞がものすごい緩和されます。これはもう絶対、大阪のために必要。

ところが、この赤いところ、ずっと話がつかなかったのです、これまで。なぜかというところ、大阪府の担当はこっち側、この辺が大阪市の担当。話し合いが全然つかなかったのです。

大阪の発展のために、僕は大阪都庁がこれからは必要だというふうに言いましたけれども、今までは大阪府と大阪市、大阪府庁と大阪市役所が話し合いをやって物事を進めていた。話し合いでうまくいったことはたくさんあります。

しかし、うまくいかなかったこともたくさんある。うまくいかなかったことの象徴例がこれです。大阪府はここ、大阪市はここ、担当が大阪府、大阪府に分かれて話し合い、ずっと進まなかった。

僕は大阪府知事のときに、当時の大阪市長にもうこれは大阪全体の発展のために早くや
りましょうと、知事の時にずっと当時の大阪市長に言い続けてきたのですが、結局 3 年 8
カ月断られ続けました。

大阪市は大阪市の言い分はあったのでしょうけれども、でも僕が今度大阪市長になって
これはずっとやる、やると言っていたものですから、やるよということを書いて。いろい
ろ国の方との調整もありました。いろいろなことがありましたけれども、松井知事と僕で
話をまとめて、国とも話が大体まとまって、今年度中にこの話は計画がまとまると思いま
す。

やっとなら大阪全体のために高速は輪っかになって、また大阪は便利になると思います。実
際、これは高速道路ができて車が走り出すのは 35 年後ぐらいです。そんなスピードでいい
のですかということですね、大阪の発展ということを考えて。

そしてもう一つ、大都市の発展ということには国際空港と都心部をいかに近く、速く結
ばれるか、これはものすごい重要なことです。国際都市を目指すなんていうことを言ったら
国際空港にどんどん人が来て、どんどん都心部に人が簡単に移動できるようにならないと
誰も来てくれません。

都心部は人がいっぱい住んでいますから、空港を造ろうと思っても騒音問題があります
ので、ちょっと離れたところでやっぱり国際空港を造らなきゃいけない。これはもう世界
の大都市はみんなそうなのです。ニューヨーク・ロンドン・パリもそうですし、アジアに
おいては上海・ソウル・香港・バンコク、こういうところも国際空港をちょっと離れたと
ころに造って、そして都心部と国際空港を鉄道でしっかり結ぶ、そして速く移動ができる
ように、こんなのは国際常識なのです。

東京はどうしているか。まあ、どんどんやっていますよ、進めていますよ。成田空港なん
て昔はもう本当、遠い空港というイメージだったのですけれど、今はどうなっているか。
36 分で、東京のど真ん中、東京都心部と成田空港が 36 分で結ばれていますね。これは 1
本鉄道を引いたのです。

羽田空港と品川も今や 14 分。東京モノレール、浜松町から羽田空港まで東京モノレール
がありますけれども、それじゃあまだ足りないということで、また鉄道をひくらしいです。

そして今度は成田空港と羽田空港、もう今は 1 本の鉄道で 93 分で結ばれています。これ
は京成電鉄というところから地下鉄に入って京急電鉄、2 つの私鉄を 1 つの地下鉄が結んで
いるのです。

大阪でイメージすると阪急電車が大阪市の地下鉄につながって、そのまま南海電車につ
ながるようなものです。そんなことを東京は、もうガンガンやっているのですね。また便
利になっていますよ。

だから今、世界の都市ランキングの中でロンドン・ニューヨーク、次が東京ですね、総
合ランキングで。どんどん人が集まる、企業も集まる、発展をする。やっぱり大都市とい
うのはそういうのを目指していかなきゃいけない。

ですから大阪も関西国際空港、24 時間空港があるのですから、国際都市大阪を目指すために関西国際空港はちょっと距離はあるけれども、しっかり鉄道で結んで速く移動ができるような便利な国際都市大阪を目指そうということで、関西国際空港と大阪市内の中心部を結ぶ鉄道の話というのは以前からずっとあったのです、そういう話。

これも大阪府と大阪市の話し合いをやって、そういうことをやるかどうか決めていたわけなのです。常に大阪府と大阪市の話し合い。でも、まとまらなかったのです。ずっとまとまらなかった。

これじゃあまずいということで松井知事と、もう大阪の発展のためには関西国際空港と大阪市内をきちっと結ぶ鉄道を造ろうということを書いて、ずっとこれまで話をしてきました。

JR 大阪駅前に今、「うめきた」の開発というのをやっています。あそこは緑のまちづくりをやって地下に駅を造って、そこから地下鉄を 1 本引いてそのまま阪和線と南海本線につなげて関西国際空港に結び付ける。

大阪の地下鉄の図はありますか。大体この辺が大阪駅とすると、四つ橋線と千日前線のこの間に 1 本地下鉄が入って、そのままこの南海線から JR の方につなげて関西国際空港につなげていく。ここの間に 1 本地下鉄をという話を今、松井知事と進めているわけです。

ここに造ると横の地下鉄ともつながって、関西国際空港に非常に便利に行ける。また、関西国際空港に来た、到着した人たちが非常に便利に大阪市内のどこにでも行ける。そのためにはやっぱり 1 本地下鉄ぐらい造らないと、ひかないといけないんじゃないですかねということで、これは以前からあった計画を今度、僕と松井知事でずっと話をまとめてきて、なんとか今年度中ぐらいに話がまとまりそうです。

でも実際にそこを電車が走るの、また 35 年後ぐらいです。そんな話で本当に大阪の発展っていいのでしょうかと。

これは東京の地下鉄です。東京の地下鉄は規模も違うし人口も違うから、一概にこれは全部大阪にこんなふうになる、すぐに大阪にこういう状態になるとは言えませんけれども、東京もこれ、今 1、2 年でこうなったわけじゃないのですね。

40 年前は、僕は東京に住んでいましたけれども、僕がよく使っていた京王線なんていうのは新宿止まりだし、小田急線も新宿止まり、東急田園都市線は渋谷止まり、東急東横線も渋谷止まり、東武線も池袋止まり、京成線は西日暮里止まり。みんな終点だったのです、どの私鉄も、40 年前は。

ところが、40 年たった今どうなったかということ、13 本の地下鉄のうち 10 本は私鉄とつながっているのです。もう行ったり来たりで、すごいですよ。小田急線なんかはこのように入ってきていてこの辺から箱根、小田原から入ってくる小田急線が新宿から千代田線というのに行って。どこか千代田線があって、そののねずみ色のところですね。こう来て、このまま栃木の方まで行ってしまふ、こんなことをやっているのです。

でも、1 年、2 年でこれができたわけじゃないのです。大阪もすぐこんな状況になると

は言えません、いろんな問題があるので。でも、40年かかっているでしょう。じゃあ大阪は40年後の計画をきちっと作っている、そういう役所があるかと言ったらないです。大阪府庁と大阪市役所が常に話し合いですから。40年後の大阪全体の計画をきちっとどこかの役所が作っているとかじゃないのですよ。それを僕は知事と市長をやってびっくりしたのです。

特に、大阪全体の話をすると、ちょっと一つ聴いてもらいたいのですけど。これは大阪の地下鉄なのですけれど、さっきの東京の話を比較するとものすごいちっちゃい話になるのですけれど、これはオレンジ色のところが今里筋線というやつなのです。すごい赤字路線です、これは。

これを見てください。ここはいいのですけれどこう来て、ここは東淀川の井高野というところで終点になっているのです。何でここで終点にするんですかね。上にこれは阪急が走っているのです。

普通、皆さんだったらこれを上に延ばせて言いませんか？僕は知事だったらこれを言いますよ。何でこんなところで止めるんだと。これは大阪市営地下鉄です、大阪市営地下鉄。だから、基本的には大阪市内のことしか見ていません。ちょうどこの辺りで大阪市の境界線ですね、東淀川。こっちへ行くと吹田市なのです。

大阪市営地下鉄というのは全然もうこの摂津、茨木の人のことはあまり考えていなかったのでしょうね。いろんな理由があったのかも分かりませんが。僕もこれはいろいろ調べました。いろんな理由がある。

でも大体こんなの、実際この上を延ばすと言ってもすぐに1年、2年は無理にしても20年、30年かかってでも、取りあえず計画としては上まで延ばせと、普通はそう言うはずですが、大阪全体のことを考えたら。

でも、大阪というものは大阪府庁と大阪市役所が分かれてしまって、大阪市営地下鉄は大阪市内のこと、基本的には大阪市内のことしか考えていないので、ここで終点になってしまった。

さっきの東京。東京は東京都庁が東京全体のことを考えて計画を作って、40年たってもこんなふうに変わっているのです。だからやっぱり大阪の発展ということを考えれば、大阪市内のことばかり言っても駄目だと思います。大阪全体の視点を持たなきゃいけない。

そしてもう一つは、さっきの高速道路。ここ、話がまとまってから車が走るまで35年。そして空港。関西国際空港とJR大阪駅をつなぐ地下鉄、これがきちっとできて電車が走るのも35年、こんなスピード感で本当にいいのですかというのが僕の強烈な問題意識です。

大阪全体の計画を作る役所もない。そしてスピーディに、そしてより力強くそれを実行していく役所も大阪にはない。だから僕は大阪の発展のためには大阪都庁という大阪全体の視点で物事を見てスピーディに、強力で計画を実行するような、そんな役所が必要だという思いで大阪都構想というものを提案しました。

東京はですね皆さん、東京も 1943 年、今から 72 年前までは東京府と東京市に分かれていたのです。東京も、東京府と東京市だったのです。これはもう二重だったのです、東京も。それじゃあ駄目だろうということで 1943 年、東京府と東京市を合わせて作ったのが東京都庁です、東京都です。ですから、それ以来、東京は東京都庁が東京全体のことを見る。東京府と東京市に分かれて、東京全体のことを見るのが東京都庁になったのです。

だから僕はそれと同じように大阪全体の視点で、そしてよりスピーディに、より力強く物事を進めていく、そういう大阪都庁が大阪の発展のためには絶対に必要だという思いで大阪都構想を提案しました。これが提案理由の 2 つ目です。

さっきのパンフレットの 16 ページ、役所の仕事には 2 つあると言いました。大阪全体の成長、大阪の発展、こちらの仕事はよりスピーディに、より力強くやらなきゃいけない仕事。それを大阪府庁、大阪市役所がこれまでのように話し合いをやっていていいですか？ これからの時代は大阪都庁が一括でこの仕事を請け負ってガンガン進めていく、そういうやり方をしなきゃいけないんじゃないですか？ というのが提案理由の 2 番目です。大阪都庁という役所がこれを本当に引っ張ってってもらいたいと思うのです。

これは国際情勢を見ても、何で僕がスピードとか力強さということを使うかという、国際情勢を見てもらっても、かつての経済大国日本、ジャパン・アズ・ナンバーワンの、その時代と今は違うわけですね。

もう中国はどんどんどんどん台頭してきている、どんどん成長してきている。東南アジアもどんどん成長してきている。そんなところで、もう大阪がちんたら、ちんたらやっていると。もう世界からどんどんどんどんそれで置いてけぼりを食らってしまう。だから大阪の発展のための仕事は大阪都庁でもっとスピーディに、もっと強力に進めていかなきゃいけない。まさに国際間の、国際都市間の競争というものに打ち勝っていかなきゃいけないという思いで大阪都庁が必要だと感じたところです。

そして今度は大阪都構想の提案理由の 3 番目なのですが、この話はがらっと変わります。上の仕事の話です。さっきちょっと言いましたけれども、大阪市役所が今まで大きな仕事もやっていたから、だから税金の無駄遣いが生じた。

だから大阪市役所は今回もう大きな仕事は全部大阪府庁に移して、大阪市役所は通常の市役所の仕事、医療・福祉・教育に集中する。保健・医療・子育て支援・高齢者の皆さんへのサポート、障がいのある方へのサポート、小学校・中学校の教育、ごみの問題、そういう本当に皆さんの日常生活を支えるような仕事に今度、大阪市役所は集中する。そのために特別区役所を作るとというのが大阪都構想です。

こっちの分野は、さっき、この下の話はスピーディに、より力強くという話をしましたけれど、上の分野はより丁寧な、より細やかに仕事をやらなければいけない分野なのです。

ところが、今の大阪市役所が大阪市役所のままだと、この仕事が非常に粗い、雑。だから僕はこっちの上の仕事の部分については、今の大阪市役所 1 つ、大阪市長 1 人の役所の仕組みを 5 人の特別区長と、5 人の特別区役所で 5 つの役所を作って、より丁寧に、より

細やかに対応ができるような、そんな役所にしていこうというのが大阪都構想の 3 番目の理由です。

こっちの分野の仕事はより細やかに、より丁寧に。じゃあ、なぜそれに特別区役所が 5 つ必要なのか。これは選挙で選ばれる市町村長の数がポイントです。今、大阪市は人口 267 万人です。同じ人口は京都府や広島県です。大阪市は 267 万人、同じ人口は広島県や京都府。

広島県や京都府は、そのように通常の市役所の仕事、細やかにやらなければいけない仕事をどうやっているかといいますと、こちらの地図を見ていただきたいのです。これは人形の数選挙で選ばれた市町村長の数だと思ってください。

京都府は人口 263 万人で 15 人の選挙で選ばれた市長、10 人の町長、1 人の村長、合わせて 26 人の市町村長でそれぞれの地域を担当して、皆さんの声を聴いて丁寧に仕事をしているわけです。26 人の中でやっています。

広島県は人口 285 万人、大阪市よりも 20 万人多いですけども、広島県の場合は 14 人の市長、9 人の町長、合わせて 23 人の選挙で選ばれた市長と町長が、みんなでそれぞれの地域を手分けして皆さんの声を聴きながら仕事をやっている。

こっちの仕事というのは、大都市大阪を発展させる仕事じゃないです。通常の市役所の仕事。皆さんの日常生活を支える仕事。それは 26 人、23 人、これだけの人数でそれぞれの地域を担当して仕事をやっているわけです。

そして、大阪市はどうか。大阪市長 1 人だけでやっているわけです。これで本当に細やかな仕事ができるのか、丁寧な仕事ができるのか、これが僕の問題意識の 3 つ目です。今のこの大阪市役所の仕組みのままだと非常に粗い。非常に雑な仕事になっているというのが大阪市長をやった、その経験からの僕の印象です。

これは選挙で選ばれたということが非常に重要なのです。なぜかといいますと、今ここは隣に西淀川区の西田区長に来てもらっていますけれども、区長です。そうすると皆さん、大阪市民の皆さんは「橋下、おまえ、1 人、1 人と言うけれども、大阪市内で 24 区あって、24 人の区長がいるじゃないか。24 人の区長もおまえ、橋下 1 人足せば 25 人、上と変わらないやんか」と言うかも知りません。

しかし、西田は選挙で選ばれていないのです。ここは選挙で選ばれる、選ばれないでものすごい重大な、決定的な差があるのです。今、東京 23 区は選挙をやっています。東京 23 区長の選挙、明日投開票です。東京 23 区の区長選挙をやっているのです。

大阪の皆さんは区長を選挙で選んだことがないから、東京 23 区と大阪の区の違いをあまり意識されたことがないかも知りません。

しかし選挙で区長を選ぶか、選挙で選ばないのか、これはものすごい決定的な違いがある。何の違いかといいますと選挙で選ばれる方は、僕も含めて選挙で選ばれる市長、選挙で選ばれる区長は最後自分が最終判断、最終決定を下すことができるのです、最後自分の判断、自分の責任で。

だから、自分の考えた、何でもかんでも思いどおりにはいきませんよ。それは議会もあるし、住民の皆さんの声を無視したようなことをやったら、もう次の選挙で落とされてしまう。でも選挙で選ばれた市長や選挙で選ばれた区長は自分の判断で、自分はこういう方針で行政をやっていこう、これを決められるのです、自分で。

でも選挙で選ばれていない区長はその判断ができません、決定ができない。西淀川区の西田は、西田区長はものすごい西淀川区民のことを考えて、区民の声を聴いて一生懸命西淀川区のために仕事をやってくれています。西淀川区の区役所の職員も一生懸命やってくれています。実際に今、大阪市のいろんな改革で区役所や区長が独自の仕事をいろいろ自分なりの仕事ができるようにいろんな改革をやってきました。

だから、西淀川区だけでやっている仕事、西淀川区だけでやっている事業はたくさんあるのです。隣の淀川区でもやっていない、隣の此花区ではやっていない、近くの大正区がやっていない。でも西淀川区ではやっているということはいっぱいあるのです。

それは今、大阪市の改革で区長、区役所が自分なりの仕事ができるようにいろいろ改革をやりました。本当にいろんなことをやってくれている。

でも、皆さん、それだけ一生懸命やってくれている優秀な区長なのに、自分の区の中でお母さん方が保育所を造ってほしいと、足りないから保育所を造ってほしいと区長に言ったとしても、区長は自分で保育所を建てる決定権を持っておりません。

今の大阪市の区長は保育所、図書館、図書館が足りないから図書館を造りたいと思っても、区長は図書館を造る決定権を持っていないのです。

それから学校、小学校、中学校にいろいろ視察に行つたとします。僕なんかよりも西淀川区のことを一番知っている、西淀川区を毎日、毎日回っているわけです。小学校、中学校を見てトイレが汚いなど、これはちょっときれいにしようと思ったとしても、自分でそれを決められない。

小学校、中学校を見てクーラー入っていないところは子供がへばって、もう授業なんか聴けない状態、暑くて。クーラーを入れてあげなきゃと思っても、クーラーも入れることを決められない。

学校の図書室を見て、大阪市の学校の図書室はひどかったんです。本が全然なかったのです。本がない。そんなのをいち早く発見するのは区長です。僕なんかより。だって僕は淀屋橋の中之島の大きい市役所の中で、もうあそこに閉じこもりで仕事をしていますから、一番現場を知っているのは区長。学校の図書室を見て本が足りない、これを増やしてあげなきゃと思っても、それもできない。これが大阪の区長の実態なのです。

だから皆さんは区長と聞くと、皆さんが何かを言えば全部区長が決められると思っているかも知れませんが、基本的にはほとんど今できない状況。でも、それはおかしいんじゃないのというのが僕の問題意識です。

一番現場を知っていて住民の皆さんが何を求めているのか、何に困っているのか、それを一番分かっているはずなのに自分の決定でそれを解決できない、それはおかしくないで

すか。

今まではそれでよかったのです。大阪市長1人の号令で、大阪市役所の方針で全部24区が動いていたのですね。はっきり言って、その方がやりやすいというところはあったのです。住民の皆さんが役所に求めるものもそんなに多種多様ではなかった。大体、大阪市内でやることといたら、24区同じことをやっても大体よかったのです。

でも、これからの時代でもそうですか？というのが僕からのある意味、問題提起、問題意識なのです。

例えばです、本、図書館を見てもらいましょうか。大阪市内の図書館はどういうふうに通っているかといいますと、1区1館です、機械的に1区1館です。大阪市内には24区ありますが、それぞれ人口が違います。でも、人口の違いとかは一切関係ありません。もう、1区1館。なぜかという、これは例えば他の区で2館目を造ろうとするでしょう。うちの区にも造れとまた声が挙がるのです。24区で、これはあっという間に48館になってしまうのです。

そのときに本当だったら、僕がここの区は2館ですよ、でもこの区は子供たちの数が少ないから1館のままでと、本当はそういう調整を僕がやらなきゃいけないのですけれども、とてもじゃないけれど今1人ではそれができません。

さっきも言いましたけれども、大阪市役所の仕事というのは、大阪全体の大きな仕事まで抱え込んでいますから。大学・病院・地下鉄とか。それもやりながら今度は大阪市内には24区あるわけです。それを全部調整するのは不可能です。

京都府とか、さっきの広島県はそういう仕事を26人、23人で取り組んでいるわけですね。それを大阪市長1人がここの区は2館にする、ここの区は1館で我慢してくれ、それをみんな住民の皆さんに説明しながら調整するというのは無理だから、役所の内部のルールで1区1館にしているのです。

これは住民のことは基本的に考えておりません。役所のルールとして1区1館にしています。僕もこのルールは「橋下、おまえ、そんなことを言うのだったらおまえがルールを変えりゃあいいじゃないか」と、それはそうなのですから、そこまで手が回らないというのが正直なところです。

次、スポーツセンターと温水プール、1区1館です。もう1区1館。もう区内の事情とかは関係ありません。もう1区1館です。誰からもこれだったら文句出ないだろうと。こんなことでいいのですか？ということです、これからの時代。

大阪市の方針、大阪市役所の方針で24区全部が従う、住民のことよりも役所がやりやすいルールをつくって1区1館という、これで本当にいいですかと。

19万人の人口がいる平野区でも1館、5万人の人口の福島区でも1館、東西の面積の長い住之江区でも1館、東西に面積の長い東淀川区でも1館。東淀川区とか住之江区なんて図書館は1館で、ほとんど区民は行けません、あそこは遠くて。それでも1区1館でずっとやってきた。

東京を見てもらいましょうか。この前。東京の特別区は区長が選挙で選ばれますから、自分で物事を決められるわけです。住民の皆さんの声を聴きながら、いくつ造るかは自分たちで決める。

次、スポーツセンター、温水プールも同じです。東京の区長というものが、全然違います、大阪の区長と。選挙で選ばれる区長ですから、自分で物事を決められるのです。最終決定ができる。これが選挙で選ばれる区長と、そうではない選挙で選ばれていない区長の決定的な違い。物事を最終的に自分で決められるかどうかです。どちらをこれから選んでいくか。僕はやっぱりもう大阪市長、大阪市役所の1つの号令で24区全部動くような、そんな行政の時代ではないと感じています。

西田区長は僕の部下ですから、僕が選んだので選挙で選ばれていません。だから僕の部下ですから、最後は僕の決定に従わなきゃいけないのです。大阪市内の24人の区長はみんなそうです。全員、僕の部下ですから。だから僕が方針を立てれば全員それに従う、ずっとこれまでそれでやってきた。

もちろん、できる範囲のことで西田区長も精いっぱいいろいろな工夫をやりながら、西淀川区役所の職員と一緒に独自の事業をやってきましたけれども、それでも保育所一つ建てられないのですから。大体どこに保育所を造るかとか、いくつ必要なのかなんて、はっきり言って僕はわかりませんよそれ、あの淀屋橋の中之島にいて。

でも、大阪市内にとにかく保育所を造ってくれ、待機児童はゼロにしてくれと、こういう号令を掛けます僕が。あとは淀屋橋、中之島の方でどこにいくつ造るかということはパッパッと配置していくわけです。

でも、それは実は区長からすれば、そんなところに造らんといてください、こっちに造ってほしいと思っても、それは区長が決められないというのが今の実情なのです。

今までは大阪市長1人、大阪市役所1つ、この方針に基づいて24区が全部従っていた。267万人の皆さんに同じサービスを提供している。それを今後も同じように続けていきますか？というのが今回の問題提起であり、僕は大阪市内に少なくとも今度は選挙で選ばれた区長を5人置いて、それぞれの地域で独立した行政、独立したまちづくりをやってもらいたいということで大阪都構想を提案しました。

選挙で選ばれた区長は、さっきの地図はありますか、首長の。選挙で選ばれる、選ばれないの違いはさっき言いましたけれど、それぞれこのお人形さんが自分で物事を決められるということなのですが、この人形1人に1つ独立して行政ができる役所、それが全部この人形のところに一つ、一つ役所があるのです。独立して行政ができる。

だから、この京都府の場合には26人の市町村長がいると、26個の独立した行政ができる役所があるのです。広島県の場合も23人の選挙で選ばれた市長と町長がいるということは、23個の独立した行政ができる役所があるわけです。

大阪の場合には選挙で選ばれた市長は僕1人ですから、独立した行政ができる役所というのはあの淀屋橋、中之島にある大阪市役所だけです。じゃあ、この大阪市の24区の区役

所、これは「区役所」と名前は付いていますが、独立した行政はできません。自分たちで物事を決めて独立した行政はできません。大阪市役所のある意味、窓口機関というか、そういうことなのです。

そういうことではなくて、これからは、パンフレットの表紙。少なくとも大阪市内を5つの地域に分けて、それぞれに独立した行政をやってもらうと、これが大阪都構想です。選挙で選ばれた区長を5人置いて、そして選挙で選ばれた区長の下に独立した行政ができる役所、まさに特別区役所を5つ置いて、それぞれの地域で独立したまちづくり、行政をやってもらう、これが大阪都構想なのです。

これはまちの特色に合わせた行政をやってもらう。さっきの大都市局からの説明があったかと思いますが、5つの地域というものはそれぞれ特色が違います。抱えている課題も違います。住んでいる人の年齢構成も、年齢層も違います。

それを全部今まで一括りにして一つの塊として大阪市長、大阪市役所の号令の下に行政をやってきたのが大阪市役所の仕事のやり方。「非常に粗い」と言ったのはこういうことです。これからの時代はそれぞれの地域に合わせた、それぞれの地域の課題に合わせた、そういう行政をやっていくべきでないかというのが大阪都構想の問題意識です。

そしてもう一つ、まちの特色に合わせるといふことと、これからの時代、役所は皆さんにあれをやる、これをやるといういいことばかり言える、そんな時代ではなくなってきます。何か皆さんが求めるもの、必要なことをやろうと思えば、必要なものを増やせば何か我慢してもらうということをやらなければいけない。この「調整」というものが非常に役所の重要な仕事になってくるのです。

僕も大阪市長になってびっくりしたのが、大阪市の教育現場はまあ本当にお金がなくて悲惨でしたよ。さっき言いましたけれどもエアコンも付いていないし、テレビはブラウン管テレビだし、学校の図書室は本がないし、公立中学校は給食をやっていないし、先生には1人1台のパソコンも与えられずに手書きでこの時代、まだ仕事をやっている。悲惨でしたよ、トイレも汚かったし。

これをまず変えるということで、子ども教育予算の重点経費は5倍に増やしました。市長就任から300億円程上積みしました。それは僕の考え方で子ども教育予算を増やすのだ、300億円増やすのだという方針でやりましたけれども、どこかからお金を持ってこないといけないのです。

そこで皆さんからいろいろお叱りを受けましたけれども、あの敬老パスを一部有料化させてもらいました。赤バスを廃止させてもらいました。もういっぱいいろんなことをさせてもらって皆さんにご不便、ご迷惑をお掛けしたことがあると思います。

でも、今の子供の教育環境を変えようと思ったら、お金を作らなきゃいけない。だって、エアコンを付けるだけで200億円要るのですから。そのお金をどこから持ってくるかと思ったら、何か見直さなきゃいけないのです。これからの時代、もうこの繰り返し、繰り返しが行政の役割になります。

もう、どんどんどんどんお金がジャブジャブジャブたままって皆さんに我慢を求めずに、はい、これをやります、あれをやりますと言い続けてきたのは本当に過去の時代です。これからは限りあるお金の中で、限りある財源の中で皆さんが求めるもの、それはどんどん増やしていく。でも皆さんにこの部分は我慢してくださいねということを使う、これが本当に役所として重要になってくるのです。

そのときに大阪市長1人が、大阪役所1つがこれを増やすからこれを削ってくださいということをして267万人の皆さんに言って、皆さんに全部それに従ってもらおうというのはあまりにも粗過ぎるんじゃないですかと、自分でやってもそう感じました。だって赤バス廃止と言ったら、24区全部廃止になっちゃうのですから。敬老バス一部有料化と言ったら、もう大阪市内三十何万人の高齢者が全員有料化になってしまうわけです。

一方で、小学校・中学校でクーラーを付けると言ったら、400校に全部クーラーが付くわけです。それは中には、いや、ここの学校は教育環境をそこで見てちょっとクーラーがなくてもなんとかやっていけるよとか、公園の近くの学校がそうなのかどうか分かりませんが、保護者の中にはうちの子供たちはクーラーがなくてもちょっと鍛えなきゃいけないからクーラーは要りません、その代わりにクーラーは要らないけれどもこっち側の何かを増やしてねと言うのは住民の中にあるかも分かりません。

でも、大阪市長1人では全然そういう細かな調整ができません、大阪市長1人では。クーラーを付けてくれと言ったら400校付く。それに200億円お金を工面しなきゃいけないものですから、赤バス廃止と言ったら、もう大阪市内全部赤バスがなくなってくる。

こんなことをずっとやり続けていたら、絶対皆さんからどんどんどんどん不満が出てきます。赤バスをどうしても必要な人もいるかも分からない、我慢できる人もいるかも分からない。エアコン、学校、小学校・中学校はエアコンを付けてもらいたいと言う保護者がいるかも分からないけれど、いやいや、それはもういいよと言う人もいるかも分からない。

それを今の大阪市長1人、大阪役所1つでやるよりも5つの地域に分かれて、それぞれ丁寧に細やかに調整をしていくのがこれからの時代の行政じゃないですかということなのです。

ちょっと例えが悪いのかも分かりませんが、皆さんを生徒扱いして大変申し訳ありませんが、267万人のこの大阪市。「万人」というのはややこしいので単位を飛ばさせてもらいます。

1つの学級として想像してもらいたいのですけれど、今の大阪市の状態というのはこういう状況です。267人学級に先生1人、先生と言ったら申し訳ないですけど担任1人という感じです。267人学級、生徒が267人、そこに担任が1人。

それと、それを5つのクラスに分けて34人学級～69人学級。これは34人というのは湾岸区ですけれども、34万人。69万人というのは南区です。1つの267人学級を5つに分けて5つの担任を置く、どちらの方がきめ細やかに丁寧に対応ができますかという、本当、単純な話、それだけなのです。

1人の市長と1つの市役所、それで267万人の皆さんにいろんな仕事、いろんな日常生活のサポートをさせてもらう方がいいのか、それとも5つの特別区役所、5人の特別区長で267万人の人たちを5つの地域に分けてそれぞれ対応させてもらう方がより丁寧なのか。

僕は、もう5つに分けてそれぞれの地域でやった方がより丁寧に、より細やかに皆さんの声に沿った、地域の特色に合わせた行政ができるのではないかという思いで、この大阪市役所を一から作り直そうということで今回、大阪都構想というものを提案したところで

す。

この大阪都構想というものが、大阪府庁と大阪市役所の問題点を解決する解決策。大阪市役所が大きな仕事をやり過ぎた。だから皆さんにものすごい負担を負わせてきた。いろんな税金の無駄遣いもやってきた。だからもう二度とそういうことがないように、医療・福祉・教育に充実させる市役所に作り直す、それが特別区役所。

そして大阪全体の発展のためには大阪府庁と大阪市役所の話し合いだけでは、もうこれは世界の競争に付いていけない。だから強力な大阪都庁というものを作って大阪全体の発展を引っ張っていってもらおう。

そしてもう一つは住民の皆さんの身近なサービス、日常生活をサポートする仕事については1人の市長、1つの大阪市役所でサポートするよりも5人の特別区長、選挙で選ばれる区長と5つの特別区役所でやった方がより丁寧に、より細やかに対応できるんじゃないか、こういう思いで大阪府庁と大阪市役所を一から作り直そうというのが大阪都構想です。

じゃあ、そういう役所を作り直して本当にちゃんと仕事できるのかということですけども、それはご心配は要りません。まず、今大阪市役所がやっている仕事はきちっと継続してできます。住民サービス、皆さんに提供しているサービスの水準が下がることはありません。それはなぜかと言えば、お金をしっかり確保するからです。20ページ。

今の大阪市役所の仕事、特に日常生活のサポートに必要なお金は6,200億円ですが、その6,200億円はしっかりと確保します、特別区役所の方に。ですから、特別区役所はしっかりと仕事ができます。

それから、これはよく外で賛成派、反対派がいろんなことを言っていますけれども、今皆さんにお渡ししたこの説明書というものが国のチェックを受けて、唯一公式資料になっているものです。

ですからその公式資料に基づいて説明をさせていただきますが、特別区役所のお金は減ることはありません。今の大阪市役所がやっている仕事はしっかりとできる、それだけのお金は確保します。

それから大阪府の方にお金を取られた、取られたと言う人がいますが、大阪府にお金を取られるということはありません。そもそも大阪府にお金を取られるというのは、知事をやった者からするとすごい違和感を覚えます。

大阪府知事も、大阪市民のために一生懸命仕事をしているわけですから、皆さんのお金を預かせてもらったときに取られたと言われると、ちょっとショックなのですけれど

も、大阪府知事としては。でも、一部の人が大阪府にお金を取られる、取られると言うのですけれどもそれはありません。

それは 19 ページの方で。皆さんの税金の一部は直接特別区に入るものと、一回大阪府の財布に入るものに分かります。ただ大阪府の財布に入ることで、大阪府が預かることで、これで市民の税金を奪う、市民の税金が取られた、取られたと騒いでいる人がいますが、下の矢印を見てください。一回大阪府の財布の中で預けられますが、その後きちんと各特別区に配分されます。

なぜ一回大阪府を通すのかということなのですけれども、これは 5 つの今度独立した行政ができる特別区になるでしょう。そうするとそれぞれが税金を集めるのですが、やっぱり税金が集まるところと集まらないところの差が出てきます。その差を埋める、公平にするため、公平にちゃんとお金が配分されるように一回大阪府がお金を預かるだけです。

これは日本全国の税金の仕組みもこんな感じです。日本の中の税金の約 6 割、7 割が東京・名古屋・大阪から税金が集められるのです、6 割、7 割が。でも、東京・名古屋・大阪で全部税金を使ったらどうなるか、これは大変なことになります。だから一回国が税金を集めて、47 都道府県に公平に配っていく。だから 47 都道府県はしっかり仕事ができるのです。それと同じです。

皆さんの税金の一部は特別区にそのまま入りますが、一部は一回大阪府が預かりますが、きちんとそれぞれ 5 つの特別区がちゃんと仕事ができるように公平に配分します。それぞれの特別区はしっかりお金が確保されますので、今市役所が提供しているサービスの水準が下がることはありません。

そして今の水準が下がることはない、今の水準が下がることはありませんが将来どうなるかということ、将来は使えるお金が増えてきます。26 ページの四角囲みですが、これはどういうグラフかといいますと、今あるお金よりも徐々にお金が、使えるお金が増えてきますよという図です。これは一つの計算結果です。きちっとこの協議会とかに出された正式の資料です。これがきちっとお金が積み上がってきます。17 年間で 2,700 億円、これはかなり幅がありますけれども。

でも、この使えるお金、増えてきたものをさらに医療・福祉・教育に回すことができる。今、やっているいろんな皆さんに対して提供している住民サービス、新しい住民サービスをすることもできるし、今あるものを充実させることができる。このお金の使い道は、今度選挙で選ばれる区長、選挙で選ばれる区議会議員がこのお金の使い道を決めて、医療・福祉・教育に回すことができるということです。

ですから、今提供しているサービス水準が下がることはない。むしろ将来にわたってはお金が積み上がってくるので医療・福祉・教育に回すお金がこうやって増えてくるということです。

そして大阪都構想は、最初に 600 億円のお金が掛かると言われています。この 600 億円は、コンピューターのシステム経費や庁舎整備のために 600 億円掛かると言われています

が、この 600 億円を役所をここまで作り変えるための最初の費用と捉えるか、それとも無駄なお金と捉えるか、ここは評価の分かれ目です。

大阪都構想を賛成をする側は、今言っただろんな大阪府庁や大阪市役所の問題点を解決するために役所を一から作り直すのだから、まあ 600 億円ぐらい掛かるのは費用だろうと。反対派の方は、今のままの大阪府庁と大阪市役所でいいのだから 600 億円は無駄なお金だというふうに言っています。

ただ、600 億円はこれだけは聞いていただきたいのですが、今のところ、最初に 600 億円というお金が掛かったとしても、それを差し引いてちゃんと後でお金が積み上がってきて、結局 2,700 億円お金が使えますよと。

結局、600 億円というのはこの大阪都構想がちゃんと実現できて、税金の無駄遣いを抑えてそれからさまざまな改革が進めば、ちゃんとお金が積み上がってくる。600 億円というのは最初に掛かるけれども、別にそれは差し引いてもちゃんとお金が貯まるようにはなりませんよという、そういう計算結果になっています。

そして、パネルの方は 2～3 番目。最初にお見せしました大阪市役所の今までのこういう税金の無駄遣い、こういうことを止めるために役所を作り直すということに 600 億円掛けることが費用なのか、それとも無駄なお金なのか、ここは皆さんの評価次第だということになるかと思えます。

31 ページ。そういうことでいろんな質問があるのですが、大阪都構想をやったとしても皆さんに今提供している住民サービスの水準が下がることはありません。これは公式資料の見解です。

むしろ将来にわたっては税金の無駄遣いが止まって、改革が進んで使えるお金が増えてくるので、これを医療・教育・福祉に回せば、むしろ住民サービスは向上するというふうに考えております。

ですから、敬老パスとかそういうものがなくなることはありません。隣の区の保育所に行けなくなるとか、隣の区の特別養護老人ホームに行けなくなるといったこともありません。今提供しているサービスの水準は下がりにません。

これまで納めていた税金・水道料金・国民保険料・介護保険料・市営住宅の家賃が上がることはありません。これまでの地域コミュニティ・町内会、PTA、その他ボランティア団体、そういうものがなくなることはありませんし、地域の行事、最近よく言われるのが、「大阪都構想をやると盆踊りがなくなるのですか？」とよく言われますが、盆踊りはなくなりません。そのままあります。

それから皆さんお住まいの近くの区役所、これはなくなりません。5つの特別区になるというのは独立した行政ができる役所になりますよということで、独立した行政ができますよということであって、今ある区役所、24 区の区役所は窓口サービスをやる、そういう区役所、いわば窓口サービスを仕事として今ある区役所はそのまま残ります。そこはご心配なく。何か区役所が 5 つに減る、5 つに減ってしまうんじゃないか、それはありません。

それから運転免許証や国民健康保険証などの住所変更の手続きですけれども、これも市町村合併が日本全国で行われましたけれども、市町村合併が行われたときも住所変更がありました。住民の皆さんに負担がないようにきちんと調整をしていきます。

以上、大阪都構想というものが大阪府庁と大阪市役所をしっかりと機能させる、市民のために、府民のために、大阪のためにしっかりと働く、そういう大阪府庁、大阪市役所に作り直す。

それも大阪府庁と大阪市役所を合わせてトータルで良くなるように、それを一から作り直していくというのが大阪都構想の考え方。皆さんに余分な負担をさせない、過度な負担をさせない、税金の無駄遣いをさせない。

そして、大阪の発展のためには大阪都庁。皆さんに丁寧な仕事をするためには今の1人の市長、1つの市役所から、5人の選挙で選ばれる区長と5つの特別区役所をつくっていく、役所を一から作り直していくというのが大阪都構想の考え方です。あとは皆さんが、それが今の大阪に必要なのかどうなのか、ふさわしいのかご判断をいただきたいと思います。ご清聴、ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。それではこれより終了時間の20時30分までの間でございますが、質疑応答に移らせていただきたいと思っております。すみません、質疑応答でございますが、ご質問のある方についてはその場で手を挙げていただきまして、私の方で指名させていただきます。その方のお座席のところまで担当がマイクをお持ちしますので、必ずそのマイクを通して質問していただきますようお願いいたします。ご質問は簡潔にお願いいたします。

(橋下市長)

すみません。最初から分かっていたとか、なんとなく分かっていたという人を除いて、最初はよく分からなかったけれど、なんとなく判断するところのポイントは分かったなという方はどれぐらいいらっしゃいます？ 最初分からなかったけれど、なんとなく分かった。そうですか。じゃあ、それでまたしっかりご判断いただきたいと思っております。

(司会)

なお、本日の説明会の時間には限りがございますので、ご質問がございます場合、会場出口付近で質問用紙回収ボックスを用意しておりますので、お手数ですが質問用紙にご記入いただければ後日ホームページに掲載させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくようお願いいたします。すみません。長くなりましたが、それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。

すみません、そうしたら、この前の男性の方。いいえ。こちらで。

(質問者 1)

すみません。先程市長がおっしゃられた点で、入り口で頂きました協定書に対する反対意見、この中で一個だけちょっと再確認をさせてください。

(橋下市長)

どうぞ。

(質問者 11)

特別区の問題点 [3]に、「市内全域を対象に確実に使えていた施設が特別区域においては使えなくなります」という反対意見があるのですが、これは使えるのですか、使えないのですか？

(橋下市長)

使えます。

(質問者 1)

使えるのですね。

(橋下市長)

はい。こちらの反対意見と賛成意見というものは正直、中身について事実誤認のこともいっぱい書いてあるのですけれども、もうそこは修正しないという約束で反対派の人たちが言ったことをそのまま載せています。

今ご指摘いただいたことは、ありがとうございます。この反対意見の中に、「特別区設置の問題点 住民サービスは低下します」。僕は何遍も言いましたけれども、低下はしません。それは、このパンフレットは公式資料でサービス水準は低下しないと。なぜかと言えば、お金を確保するからということをしっかりやっているのですが、彼らはこういうふうに言っています。

例えば、ここで言っている3番のところは、「特別区ができると隣の特別区の施設が使えない」と言うのですけれども、隣の図書館であろうが公園であろうが、どこでも普通は皆使えます。

もっと言えば、大阪市の図書館だからといって豊中市民が使えないということはありません。だからどこの施設でも、これはむしろ大阪市民じゃなくても普通は誰でも使えるわけなのです。

ただ、一つ言えるのは、特別養護老人ホーム、これはちょっと誤解があるのですが、特別養護老人ホームも今皆さんは大阪府民でいらっしゃるけれども、北海道の特別養護

老人ホームでも行けるのです。

特別養護老人ホームって住所要件はありませんから、大阪の人でも広島の特養老人ホームでも、鹿児島の特養老人ホームでも行けるのです。それを急にこれは大阪都構想になったら特別養護老人ホームは隣の特別区に行けなくなるって、これは完全にもう虚偽です。これは違います。もともとの制度が、特別養護老人ホームというのは日本の制度はどこの特養老人ホームでも行けるのです。

それから保育所も、これはまず一つに隣の区と隣の区でみんな協定を結びます。相互に受け入れをします。今、大阪市と豊中市もやっています。

ですから、大阪市の子供が豊中市の方の保育所に近い場合には豊中市の保育所に行ってもらっています。豊中市の子供も大阪市の方に受け入れてあります。こんなのは、もう相互受け入れなんていうのは当たり前です。

もっと言えば、特別区長ができれば、わざわざ隣の区の保育所に行かないように一生懸命それは数を足るように造っていきます。僕も今、一部の子供が豊中市の方の保育所に行っているという状況を聞いたら、もっと増やせという指示を出していますので、この3番目、特別区域を越えては使えなくなりますというのは、もう完全に事実ではありません。ありがとうございました。

(司会)

ご質問、ありがとうございました。次の方に移らせていただきたいと思います。すみません。挙手をお願いいたします。あの真ん中のところの、白い服を着ていただいている男性の方。通路の左側です。

(質問者2)

私は、いわゆる無党派層と言われる者なのです。各党のいわゆるトップのその人の資質とか、あるいは考え方はきちんと自分の目で見て感じて、今までいろんな投票行動をしてきました。もちろん共産党・自民党・公明党・維新の党にも入れてきました。そういういわゆる無党派層と言われる者です。

それで市の中に入られて、また府の中に入られているいろんな経験をされていると思いますので、ちょっと橋下市長にお聞きしたい。

(橋下市長)

どうぞ。

(質問者2)

いわゆる危機管理なのです。危機管理から生まれるチェック機能ということなのです。私、ある中小企業の外食産業のこと、ある小さな一店舗のことをよく知っているのですけ

れど、その中では3つのことが通常当たり前のようにはやられていたのです。

どういうことかという、まずその責任者、店長は1年ごとに地域ごとに異動させます。それはなぜかといいますと、いわゆる変化に対応できるような地域性を理解できるような店長に育てるという意味はあります。

それと同時に悪く言えば、いわゆる1年ごとにそういうふうに異動させるのは悪さをさせない、悪いことを考えさせない、そういう余裕を与えないというようなこともあります。

もう一つは、よく言われることですがけれど、いわゆる抜き打ちの監査、これはその店長、その職場が人・物・お金というものがその会社の方針どおりにきちんと使われているかどうか、そういったものをチェックします。そういうところは民間レベルでは非常に厳しいです。どういうことかという。

(司会)

質問を簡潔にお願いします。

(質問者 2)

すぐ終わらせます。10万円とか20万円ぐらいのお金がなくなっただけでも降格は当たり前のようになっています。もちろんコンプライアンスのこともそうです。それが民間企業のいわゆる危機管理でありチェック機能のレベルだと思うのですけれど。

橋下市長が府とか市の中に入られてすごく疑問に思ったこと、闘わなきゃいけないことってあったと思うのですけれど、そんなことの中で何か感じ取られたようなことがあったら話して聴かせてほしいのですけれど。

(橋下市長)

それは監査ですよ。僕は知事になって、今の市長になっても監査というものをすごい重視しています。これは普通、民間企業であれば監査法人というものは独立の団体がきちんと監査しますけれども、役所の場合には同じ大阪市の職員、大阪府庁の職員が人事異動で監査事務局に行くわけですね。

それは独立性ないやんかというようなことで、大阪府のときには監査法人を入れ込みました。大阪市役所の場合にも公認会計士が入ってきてもらっています。そして今、大阪市の場合には監査事務局長、これは民間の監査のプロの人に入ってきてもらっています。

大阪府庁も今回、また民間人の監査事務局長が入ってきてもらっています。これは他の自治体にはないです。

なぜかという、今までは監査からいろんな指摘が出てくると、要はあまり問題点を指摘しないようにちょっとこの辺を抑えてよみたいなのが、この市長部局、知事部局、僕らの仕事をやっている方の、監査を受ける側の方ですね。そちらの方もちょっとそこはなんとか勘弁してよみたい、そういうやり取りがこれまであったのです。

そういうことは無しで、グレーの部分も全部出してくれということで監査というものをそういう民間人の局長の下にかなり独立性を持たせて、そしてグレーな部分を全部出すと。

今までは首長、市長と知事が監査委員と意見交換をするということも今までなかったのですが、今は松井知事もやってくれているのかな、大阪市役所の場合には監査委員と僕と副市長を全部並べて、指摘を受けたことはその場で改善指示を出すということを徹底してやっています。

ですからやっぱり監査というものは今、強力に大阪府庁も大阪市役所もやっているつもりですが、まだまだ不十分なところがあるかも分かりませんから、またそのときにはご意見をいただければと思っております。

(司会)

ありがとうございました。次の方に移らせていただきます。

(橋下市長)

さっきの反対意見をご指摘いただいた質問者の方で、3番のところの上に。また、この反対意見と賛成意見をいろいろ読み比べていただきたいのですけれども、さっきの市内全域を対象に、要は隣の特別区のもので使えなくなるというところの上にこう書いています、「各区長の判断によって事業が廃止、見直しをされます」。下に、ずらっとこういうふうに並んでいますけれども。

でも皆さん、さっきの僕の話をお聴いていただいた通り、今の大阪市役所はお金がないんですよ。お金ないんです。だからこの反対派の言われている、この人たちは特別区役所になったらお金がなくなって、今の大阪市役所がお金があるという前提ですけれど、違います。僕が大阪市長に就任したときにもう550億円お金が足りない、予算組めない、そこからスタートしたのです。

何をやったかという見直し、見直し、見直しです。だって何かを増やそうと思ったら見直しをしなきゃいけない。だから、ここに書いている通り特別区役所になったからといって各区長の判断で見直しをされる。それはそうです。選挙で選ばれた区長になれば見直しはするでしょう。でも、今の大阪市長だって見直しはやるのですからね。だから、べつにそれは特別区長になったからといって何かが見直しされるという話ではありません。

実際に、僕も市長になっているんな見直しをやりましたけれども、駄目なものは駄目と言って議会にペケを食らうわけです。できないのです。そんなむちゃくちゃなことはできません、議会が反対するのですから。

だから今回、大阪都構想になって選挙で選ばれた区長がいろんな見直しをするかも分かりませんが、それは無理なものは駄目というふうに議会がペケをされます。

重要なことは、皆さんの要望に応えるために何かを増やそうと思えば、絶対見直しが必要ありますよと。それは特別区にならなくても、今だって見直しをし続けなければいけな

いわけですから。どちらの方が住民の皆さんの声を聴いた、より丁寧な見直し作業ができるか、その判断をしていただきたいと思っています。

今の大阪市役所だってお金がないですから、何かやろうと思ったら見直しをせざるを得ないので、それは特別区役所になろうが今であろうが見直しというのは常にやらなければいけないという状態。そこはちょっとご理解いただきたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。すみません。次の質問の方に移りたいと思います。挙手をお願いします。2階席の方にいきたいと思いますが、左の方をお願いします。

(質問者3)

中央区に住んでおります。

(橋下市長)

ごめんなさい。ちょっと見失ってしまいまして、手を挙げていただけますか、ごめんなさい。大丈夫です。

(質問者3)

今、中央区に住んでおります。大阪市自体すごく財政が大変な状況で、とても聞きにくいことなのですが。

(橋下市長)

どうぞ。

(質問者3)

生活保護に関してお聞きしたいと思います。

(橋下市長)

ありがとうございます。まず、中央区の皆さんはもう端的に言ってまず、考えられていることは、おたく様が言われていることじゃないですよ。ちょっと中央区ということが出たのであえて僕の方から言わせてもらいますが、西成問題というのがあって生活保護の費用が非常に西成ではお金が掛かります。

でも、これは中央区だけに負担をさせないように生活保護の問題はちょっと別枠にして、これは大阪市、この5つの区全体でみんなで共同して負担するようなかたちにします。生活保護費は別です。

その話とは別に、生活保護の問題は、かなり厳しく、僕は市長に就任してからやってき

たつもりです。不正受給はもう許さないということで、警察 OB に来てもらって特別チームをつくって去年、おとし、2年連続で生活保護の給付費を下げました。下げましたというのは、今まで生活保護費がどんどん上がっていたのですけれども、それをなんとか止めることができたというのが今の状況です。

ただ、生活保護の問題は本当にサポートしてあげなければいけない人たちもいますから、本当にサポートが必要な人にはきちっとサポートをします。ただ、働ける人はいるんです。その人たちには自立してもらって、それを徹底してやっていく。そして不正受給は絶対に許さない、これはしっかりやっていきたいと思っています。そういう話ではなかったですか、よろしいです？

中央区民の皆さん、新しい中央区になる方はちょっと誤解があるのですけれども、今の西成区役所が新中央区の本庁舎という位置付けになります。そうすると今の中央区・天王寺区・西区に住んでいる人は「えっ、西成区役所まで行かないといけないの？」と言われるのですが、さっきも言いましたけれども、それはありません。今の中央区役所・西区役所・天王寺区役所はそのまま残ります。

じゃあ、西成区役所は本庁舎になるってどういうことなの？ ということなのですが、これは今の淀屋橋、中之島の大阪市役所、ああいうものが西成区役所に移るということです。

皆さんはこの中にも商売をされている方、僕が仕事をやっている淀屋橋、中之島の大阪市役所本庁舎に行かれたことは何人かいらっしゃるかも知りませんが、普通は、普通の生活をしている限りはあの淀屋橋、中之島の大阪市役所に行く人はまずいないと思います。まずはお住いの区役所というところで大体事足りると思います。ですから今の24の区役所はそのまま残りますから、中央区の皆さんが西成区役所の方まで行くということはずがないということで誤解がないようにしていきたいなと思います。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。すみません。予定の時間が超過しておりますので、申し訳ございませんがあと1人ということで最後にさせていただきたいと思います。最後ですが、挙手をお願いしたいと思います。こっちの列の中程の通路側の、お願いします。

(質問者4)

ありがとうございます。中央区に住んでいる者です。大阪というのは昔から文化が盛んだったところだと思うのです。これから、もし大阪が国際都市を目指すのであれば文化という面も捉えていただきたいと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのかお知らせください。

(橋下市長)

ありがとうございます。大阪府知事のときから僕は、もういろんな学者、コメンテーターにずっと文化の破壊者だ、文化の破壊者だと散々言われてきました、もういろんな学者、コメンテーターに。僕がやったのは文化に対する行政の補助金を見直したのです。補助金のあり方、補助金の出し方を。

知事になってびっくりしました。文化担当の部署というのがあるのですけれども、何をやっているかという例年、去年出した補助金をそのまま今年も出す、それをずっと続けているだけなのです。一体どうするのと、これをどうやって伸ばしていくの、どういう戦略があるのと聞いても、そういうのにはあまり答えてくれなかったのです。例年 2 億出しているから、今年も 2 億ですと。

そしてもう一つ、僕が問題意識を持ったのは、特定の団体に決め打ちでお金を出しているのです。例えば、もうこれは今変わったからいいですけれどもクラシックという。これは、僕はクラシックを否定しません、絶対に必要です。

でも、何で決まったクラシックの団体にしかお金を出さないのか。他にもクラシックで一生懸命やっている団体はあるわけですね。僕は公平というところに一番重きを置いていますので、クラシックの楽団にお金を出すのはいいよと、でも決められた楽団に毎年、毎年同じ額、しかもそれが 8 億とかですから、それは違うんじゃないのと。

ある楽団に聞いたら、みんな一生懸命いろんなスポンサーを探して、行政からお金をもらわずにやっている楽団もいる。片やこっち側で 8 億円もらっているところがある。もちろん 8 億もらっているところは楽団の音のレベルがいいとか、質が高いという話もいろいろあるのですけれども、それはちゃんと審査をやってくれと。審査を。

だから僕がやったのは文化行政の補助金改革、第一点は公平に審査をやってほしいということにしました。これで相当反発を食らいました。今まで当然のように毎年補助金をもらっている団体は猛反発してきました。

でも、今はもうそれは変わりました。大阪の文化行政、補助金の出し方は、しかも誰が審査をするかという僕がやったらめちゃくちゃになりますから、第三者機関をつくりました。「アーツカウンシル」といいまして芸術に詳しい人たちに集まってもらって、そしてその人たちが審査をします。そこで補助金をいくら出すかというのを決める。常にどういう人たちにもチャンスは平等に与えて、特定の人たちだけに毎年何億もお金が入っていくことは改めました。

もう一つ、それで文楽というところが問題になったのです。僕は文楽は否定しません。否定はしないのですけれども毎年、毎年決まったお金が入るとするのはちょっと違うんじゃないかということで、審査はやってくれというふうに言いました。

それからもう一つは、税金でこれはどんどん文化の団体のお金を、役所からお金を入れるんじゃないかと、これは今年度からやっと制度ができますけれども、皆さんの寄付で支えられるというのが本来の文化じゃないかと。

だから文化の名の下に黙っていてもお金が入るという仕組みじゃなくて、ちゃんと皆さ

んに認められてそれで寄付を頂く、そういう仕組みをつくりました。

これはチケットで何かやるというと大変なのです。これはなかなかお金にならないのです。文化がありますから。この寄付税制というのはどういうことかということ、単なる寄付ではありません。寄付した分が税金免除になります。

これは大阪市で全国初で今度打ち出しますけれども、制度設計ができて7月ぐらいからオープンにしますが、全国対象ですから自分のお住まいのところの役所に税金を払うか、それとも文化団体にお金を払うか、これを選べる制度ができます。

ただ役所に払うのは腹立つなど、自分のところの市役所にお金を払うのは腹立つと思った場合には、例えば文楽の団体に税金を払う代わりにお金を払うという、これができるようになります。

だから、ぜひ文楽でも交響楽団でも何でも結構です。これから大阪市で登録をしていきますけれども、自分のところのお住まい、大阪市でも結構ですよ。皆さんは、もうほとんど大阪市民ですね。橋下に払うのは腹立つと、橋下に払うぐらいだったら文楽に金を払うということができるような仕組みをこれから打ち出しますので、ぜひ皆さんで役所に払うのか文化団体にお金を払うのか、これを選んでしっかり文化を支えていただきたいと思います。

これは全国民の皆さん、みんなこれをできるようになりますから、僕はむしろ大阪の文化団体の方に、文化団体の方が努力すればかなりの額が寄付として集まってくるんじゃないのかなというふうに思っています。そういう意味では、文化は公平に税金を使うようなかたちで、しっかり支えていきたいと思っています。

(司会)

ありがとうございました。質疑は以上にさせていただきます。

(橋下市長)

こういうことを説明させてもらえないのでいつも文化の破壊者とか、文楽の無理解者と言われるじゃないですか。あれは文楽もいろいろあったのですけれども、文楽の人たちは僕のことを多分大嫌いだと思いますけれどね。

でも今年とか去年とか、過去最高の来場者数になっているのですよ。新聞だって、テレビだって、あの人らはもう橋下金を出せ、橋下金を出せって金出せと言うばかりだったから、やっとあの人らは自分らの責任を感じているんな文楽のイベントとかいろいろやり始めましたよ。

だから、本当あの読売新聞とか産経新聞が一番僕に対して文楽の無理解者だと言っていたので、今回税金の仕組みをつくりましたから、読売新聞と産経新聞の全社員は大阪市役所に税金を払わなくていいから、全部文楽の方に寄付してもらいたいと思っています。

そういうかたちで、しっかりと文化を支えていきたいと思っています。ありがとうございました

した。

(司会)

ありがとうございます。すみません。退場に際してのお願いを先に申し上げます。今日は満員でございますので、出口は大変混雑しますので危険です。2階の席の方はスタッフがいる後ろの方から順次退場いただきます。

(橋下市長)

皆さん、お忙しい中、遅くまで本当にありがとうございました。遅くまで。本当に正直、役所の改革なんてこんな難しくて聴いていてもつまらない話はないと思うのです。ところが、5月17日の住民投票に向けて今、大阪市民の皆さんが本当にこれを一生懸命考えてくださって、本当に僕はうれしいですね。結論はどうなるか分かりませんが、これこそが民主主義だと僕は思っています。ぜひ5月の17、未来の大阪を決めるために、どうか皆さん、ご判断をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございます。すみません。1階前の席の方、もう少しお待ちください。最後に、説明会終了にあたりましてのお願いとお知らせです。本日お配りしました資料はお捨てにならないように必ずお持ち帰りください。住民投票は5月17日曜日でございます。大切な一票でございますので、必ず投票されますようお願い申し上げます。

住民説明会は、他の会場の説明会もユーストリームによるネット中継を行っております。全ての区役所での中継もしております。もう一度説明を聴きたい方、他の会場の質疑応答をご覧になりたいという方はそちらの方もご利用ください。

それでは、本日はこれをもって特別区設置協定書についての住民説明会を終了させていただきます。ありがとうございました。